

# 特定非営利活動法人現代レイキの会 会員倫理規程

2025年 8月 1日改定

## (目的)

第1条 本規程は、本会の定款第3条に規定する目的を達成するために、会員一人ひとりが、本会の定款、諸規則及び関係法令の遵守義務を自覚し、一般生活者の信頼に値する高い倫理観に基づき、社会的良識をもって会員活動を行うことを宣言するとともに、更に、遵守義務違反者に対する指導及び勧告措置を明確にすることを目的とする。

## (宣言文)

第2条 私たち、特定非営利活動法人現代レイキの会の会員は、次の事項を履行することを誓い、宣言いたします。

1. 人々が健康で幸福な人生を送ることのできる調和的社会的実現に寄与すべく活動致します。
2. 本会の定款及び諸規則を遵守致します。
3. 医師法、薬事法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、獣医師法、消費者契約法及びその他関係法令等を遵守致します。

## (遵守義務)

第3条 会員は、前条の宣言に従い、本会の定款、諸規則及び関係法令等を遵守しなければならない。

## (入会における誓約)

第4条 会員は、本規定の宣言文を明記した入会申込書を確認し、本規程を遵守しなくてはならない。

## (指導及び勧告)

第5条 宣言文及び遵守義務の違反者に対しては、理事会は事実確認の上、指導・勧告を行う。

1. 指導・勧告にもかかわらず、是正されない場合は、定款第11条（除名）を適用する。
2. 社会通念上照らし合わせて、刑事民事含め極めて悪質な行為と判断される場合は、指導・勧告を経ずに定款第11条（除名）を適用する。

## (変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

## 附 則

### (施行)

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和7年8月1日一部改定